五　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用いる前号の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者ごとの次に掲げる事項

イ　提供卸電気通信役務に係る役務利用管理システムの機能及び料金その他の提供条件

ロ　提供卸電気通信役務に係るＳＩＭカードの種類、機能及び料金その他の提供条件

様式第17の４の２（第23条の９の３関係）

１　音声伝送交換機能、ＭＮＰ転送機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出

［表　略］

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第１号に掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同項第３号に掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同項第４号に掲げる機能をいう。

［２・３　略］

２　データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

［表　略］

注１　「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第１号に掲げる部分の接続料をいう。

［２～４　略］

２の２　データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出

	接続料原価	備考
営業費		
運用費		
施設保全費		
共通費		
管理費		
試験研究費		
研究費償却		
減価償却費		
固定資産除却費		
通信設備使用料		
租税公課		
合計		

注１　「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第２号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。

２　「接続料原価」の欄は、この様式中の他の表の欄のうち第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第２項第２号に掲げる部分の接続料の原価に含まれる費用を内数として含むものについて、当該欄ごとに当該内数を記載し、当該欄の名称を見出しに注記すること。

［新設］

様式第17の４の２（第23条の９の３関係）

１　音声伝送交換機能、ＭＮＰ転送機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出

［表　同左］

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１号に掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同条第３号に掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同条第４号に掲げる機能をいう。

［２・３　同左］

２　データ伝送交換機能の接続料原価の算出

［表　同左］

注１　「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第２号に掲げる機能をいう。

［２～４　同左］

［新設］